

労働基準広報 2017 No.1916 3/1

CONTENTS

特集 「同一労働同一賃金ガイドライン案」の内容②——— 6

会社貢献に応じた賞与なら貢献に応じて非正規にも同一の支給を

前号に引き続き、「同一労働同一賃金ガイドライン案」の内容を紹介する。ガイドライン案では、賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、正規雇用労働者と同一の貢献である非正規雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならないとしている。その上で、問題となる例として、①正規雇用労働者と同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者に対して、当該正規雇用労働者と同一の支給をしていないケース、②正規雇用労働者には職務内容や貢献等にかかわらず全員に賞与を支給しているが、非正規雇用労働者には支給していないケース———をあげている。

(編集部)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ 12

〈第31回〉電通事件と「過労死等ゼロ」緊急対策
是正指導段階の企業名公表の対象拡大等
違法な長時間労働を許さない取組を強化
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●企業税務講座 23

第75回 平成29年度 税制改正大綱②
研究開発税制などの見直しが多数
(弁護士・橋森正樹)

●企業における多様な人材活用 28

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～
〈第6回〉「多様な人材の活躍に向けた働き方改革
～ワーク・ライフ・バランスの再編」
多様な人材が活躍するチャンスは
今後の「働き方改革」が左右する
(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●NEWS 1

(労働4法改正が柱の雇用保険法等改正案を
上程)基本手当を拡充し賃金日額も引き上げ
る/(29年度・職業訓練実施計画(案))国が行
う職業訓練の対象者数は15万5000人/(厚
労省・28年度第3四半期の結果)「再就職援助計
画」認定は前年同期に比べ大幅減少/ほか

●労働局ジャーナル 39

広島労働局で同局独自のロゴマーク作成
「全員参加型社会」の取組周知に活躍が期待される
〔広島労働局〕

●連載 労働スクランブル⑩(労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成28年賃金引上げ等の
実態調査結果③～労働組合からの賃上げ要求状況
等～ — 42 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの
監督雑感 岡山・岡山労働基準監督署長 高祖
明己 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお
願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法	〔コアタイムなどを労働契約書に記載する方法〕認められるか	48	弁護士・荻谷聡史
社会保険	〔休日に自転車とぶつかって骨折〕健康保険使用できるか	50	特定社労士・飯野正明
育児介護	〔介護の所定時間短縮措置1回の期間〕上限や下限設定できるか	52	弁護士・山口毅